

旅館業法における宿泊者名簿の取扱いについて

**Q 1** 利用団体の代表者又は引率責任者が構成員の氏名、住所、職業等を確実に把握できる場合か否かについて、どのように確認したらよいか。

**A 1** 学校の児童生徒、会社その他の法人の従業員については、それぞれ指導要録、労働者名簿により構成員の氏名、住所、職業等を確実に把握していることが明らかですので、これらの団体の利用などが該当します。

構成員の氏名、住所、職業等を確実に把握していることが明らかでない場合は、宿泊者名簿に記載を求める必要があります。(例：任意のサークル等)

**Q 2** 利用団体からの申出により、構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握できると判断してよいか。

**A 2** 利用団体からの申出のみで構成員の氏名、住所、職業等を確実に把握できると判断するのは困難であると考えます。

しかし、これまでの利用実績により、代表者又は引率責任者が構成員の氏名、住所、職業等を確実に把握していると認められる団体については、申出により判断して差し支えありません。(例：ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会、部活動利用等)

**Q 3** 宿泊者名簿には、どのような項目を記載すればよいか。

**A 3** 宿泊者名簿は、旅館業法第6条第1項に規定により、旅館業の営業者が備えるものとされています。運用上、埼玉県立げんきプラザ管理規則第3条第1項の利用許可申請書の添付書類として利用団体に提出を求めている場合は、旅館業法上必要とされている項目を加え、旅館業法上の宿泊者名簿として取り扱うことは差し支えありません。

○ げんきプラザにおける宿泊者名簿の標準的な記載項目 (例)

団体名、責任者名、責任者連絡先、宿泊期間、宿泊人数(男女別)、宿泊者氏名、年齢、性別、学年、職業(職種。統計資料の項目と同一)、利用施設、住所(市町村名又は番地まで)、旅券番号・国籍(日本国内に住所を有しない外国人の場合)、泊数(団体内に泊数が異なる者がいる場合)、個人情報取扱い等

**Q 4** 構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握できる場合か否かで、宿泊者名簿の様式を分ける必要があるか。

**A 4** 構成員の氏名、住所、職業等が確実に把握できる団体には、不要な項目の記載を省略できる旨を別に伝えるなど、必ずしも様式を分ける必要はありません。

Q 5 本所では、主催事業での宿泊者の宿泊者名簿を一般受入団体の宿泊者名簿と分けており、主催事業の宿泊者名簿では、「職業」を記載していない。「職業」も記載する必要があるか。

A 5 主催事業の宿泊者は、通常、団体単位での利用ではないものと考えます。したがって、代表者又は引率責任者が構成員の氏名、住所、職業等を確実に把握できる場合には当たらないため、原則のとおり「職業」も記載する必要があります。